

太宰府市第5次地域福祉計画 (案)

令和〇年〇月

福岡県太宰府市

目次

第 1 章	計画の策定にあたって	1
第 1 節	計画策定の趣旨	1
第 2 節	計画の位置づけ	6
第 3 節	計画の期間	7
第 4 節	計画の策定体制と方法	7
第 2 章	地域福祉を取り巻く現状	9
第 1 節	統計からみる現状	9
第 2 節	各種調査結果からみる現状	15
第 3 節	第四次計画の振り返り	25
第 4 節	太宰府市の課題のとりまとめ	26
第 3 章	計画の基本的な考え方	29
第 1 節	基本理念	29
第 2 節	基本目標	30
第 3 節	取り組みの体系	31

第 1 章 計画の策定にあたって

第 1 節 計画策定の趣旨

1. 計画策定の背景

太宰府市（以下、「本市」という。）では、平成 17 年に「第一次太宰府市地域福祉計画」を策定して以降、令和 4 年 3 月策定の「太宰府市第四次地域福祉計画」（以下、「第四次計画」という。）まで、適宜見直しを行いながら地域福祉を推進してきました。

近年の地域社会においては、少子高齢化や単身世帯の増加、人間関係の希薄化の進行に加え、物価高騰等の影響による生活困窮、ヤングケアラーや 8050 問題に代表されるような、社会的孤立やひきこもり、虐待等の複雑で複合的な課題を抱える人が増加しています。こうした背景から、深刻化する孤独・孤立への対策や、誰もが排除されることなく共に生きる社会的包摂の視点は、今後の地域福祉推進において切り離すことのできない重要な要素となっています。

国においては、高齢者・障がい者・子どもなどすべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会の実現」を掲げ、制度の柔軟な運用や重層的な支援体制の整備を進めています。「地域共生社会」とは、制度や分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会を目指すものです。

生活上の困難を抱える人に対し、行政や支援関係機関が連携して支援を行うこと、地域住民等が地域で支え合うこと、地域と支援関係機関がつながり、相互の協力が円滑に行われることが重要であり、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の構築が求められています。

本市では、「太宰府市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本目標のひとつに「太宰府型全世代居場所と出番構想」を掲げ、まちづくりを進めています。この構想のもと、第四次計画の基本理念や成果、課題を継承しつつ、国の動向や新たな社会課題を踏まえ、今後さらに変化する社会情勢に柔軟かつ的確に対応が可能となるような「第 5 次太宰府市地域福祉計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

2. 「地域福祉計画」とは

「地域福祉」とは、年齢、性別、障がいの有無、経済的な状況等にかかわらず、すべての市民が住み慣れた地域において、安心して自立した日常生活を営むことができる地域社会を、地域を構成する多様な主体が相互に連携・協働して構築していくための基盤となる理念であり、実践です。

これは、単に特定の福祉制度や専門的なサービスを提供するにとどまらず、市民一人ひとりが地域社会の担い手として互いの存在を認め合い、日常的なつながりや相互扶助を通じて、地域全体の生活の質および福祉力を高めていく包括的な営みを指すものです。

この地域福祉を推進するための「理念」と「仕組み」についての行動指針となるのが「地域福祉計画」です。社会福祉法第 107 条の規定に基づき、地域福祉に関する取り組みを示します。

社会福祉法（抜粋）

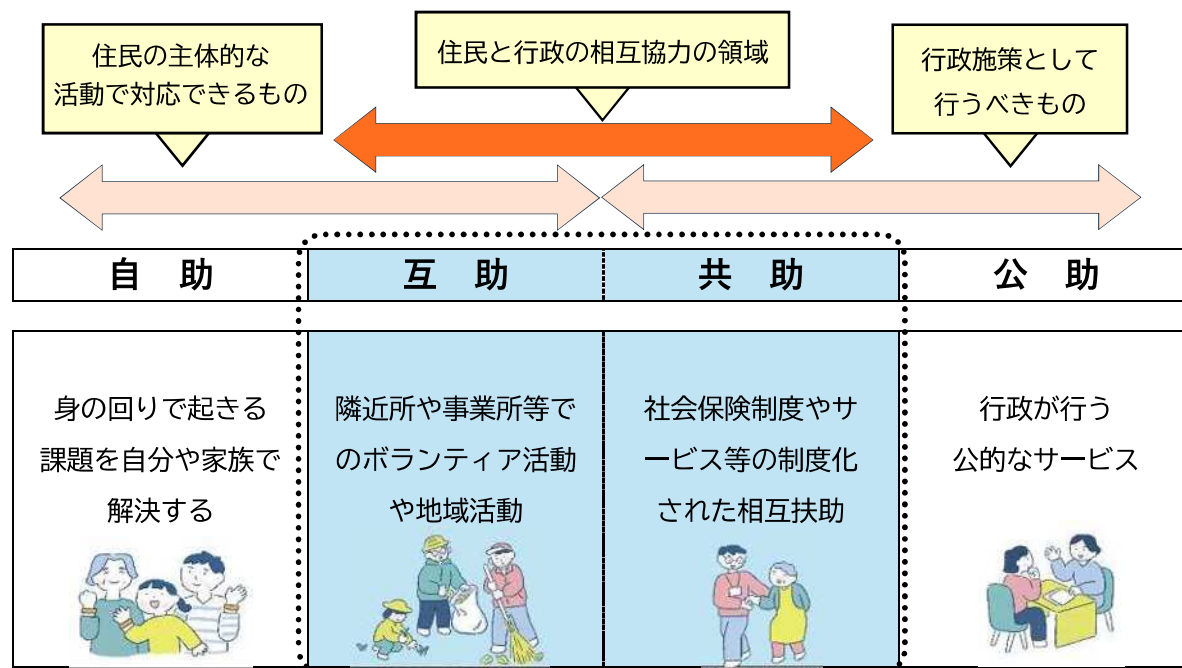
（市町村地域福祉計画）

第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

3. 「自助」「互助・共助」「公助」の考え方

地域福祉を推進していくためには、住民・福祉関係団体・社会福祉協議会・行政等が、それぞれの役割を果たし、お互いに協力し合える関係をつくる必要があります。「自助」「互助・共助」「公助」の考え方が重要となります。



4. 地域福祉推進のための圏域の考え方

地域福祉の推進のためには、住民一人ひとりのレベルから、隣近所や隣組、自治会、校区の範囲、さらに市内全域まで、それぞれの圏域が担う役割を重層的にすすめていくことが大切です。

本市においては、多様化する地域における福祉の課題に対応していくため、6つの圏域を設定し、相互の役割を確認し合いながら、重層的に地域福祉推進のための取り組みをすすめます。

広域

個人・小地域



◆ 地域福祉推進のための圏域の考え方

5. 地域福祉をめぐる国の動向

国においては、複雑多様化する地域課題の解決に向け、多様な主体が地域づくりに参画し、世代や分野を超えてつながることで包括的な支援体制を構築する「地域共生社会」の実現を平成 29 年に掲げました。以降、社会福祉法の一部改正を重ねるなど、制度・分野ごとの縦割りを排した包括的な支援体制の整備が進められています。

高齢者福祉・介護分野

認知症施策をめぐるのは、令和 6 年 1 月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行されました。これにより、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、国および地方公共団体において「共生社会の実現」に向けた総合的かつ計画的な施策の推進が義務づけられています。

また、近年の介護保険法等の改正においては、認知症施策のさらなる推進とともに、地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保や、科学的介護の推進をはじめとする持続可能なサービス提供体制の構築に向けた見直しが継続的に行われています。

児童福祉・子育て・若者分野

令和 5 年 4 月の「こども家庭庁」の創設および「こども基本法」の施行、同年 12 月の「こども大綱」の閣議決定により、大きな制度的転換が図られています。「こども大綱」は、従来の少子化対策、こども・若者育成支援、こどもの貧困対策に関する 3 つの大綱を一元化したものであり、こどもや若者を権利の主体として尊重し、その最善の利益を図る「こどもまんなか社会」の実現が掲げられています。

国が示す基本的な方針においては、従来の年齢や制度の枠組み、個別の課題ごとの縦割りを排し、妊娠期・出産期から乳幼児期、学童期、思春期、そして青年期（社会への移行期）に至るまでのライフステージを通じて、「切れ目のない支援」を包括的に提供することが明記されています。

これに基づき、経済的困窮や虐待、不登校、ヤングケアラーなど、困難を抱えるこども・若者やその家庭に対する早期発見・早期対応、および当事者に寄り添う伴走型の相談支援体制の強化が、国の重点施策として全国的に推進されています。

障がい福祉分野

障がいの有無によって分け隔てられることのない共生社会の実現に向け、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が改正され、令和6年4月より、行政機関等に加えて民間事業者においても障がいのある人への「合理的配慮の提供」が義務化されました。これにより、地域社会全体における差別解消と環境整備に向けた取り組みがより強力に進められています。

また、障がいのある人の社会的自立と社会参画を促進するため、障害者雇用率の段階的な引き上げなど「障害者の雇用の促進等に関する法律」の改正や、文化芸術・スポーツ活動の振興に関する施策も継続的に強化されています。

生活困窮者分野

「生活困窮者自立支援法」に基づき、生活保護に至る前の早期段階における自立支援策として、自立相談支援事業や住居確保給付金の支給等の措置が講じられてきました。近年の物価高騰等の経済的情勢の変化に伴い、生活困窮リスクが多様な層に拡大していることから、生活困窮者自立支援制度における民間協働の強化や、重層的支援体制整備事業との効果的な連携による包括的かつ早期的なセーフティネットの機能強化が強く求められています。

災害時支援分野

気候変動に伴う風水害の激甚化や大規模地震の発生など、自然災害のリスクは深刻さを増しています。「災害対策基本法」に基づき、市町村においては高齢者や障がいのある人など「避難行動要支援者」に対する個別避難計画の作成が進められています。

さらに、発災時における円滑かつ迅速な避難の確保にとどまらず、避難所における生活環境の整備や福祉避難所の確保など、福祉的な視点を取り入れた災害対策（福祉防災）の実施体制の強化が図られています。

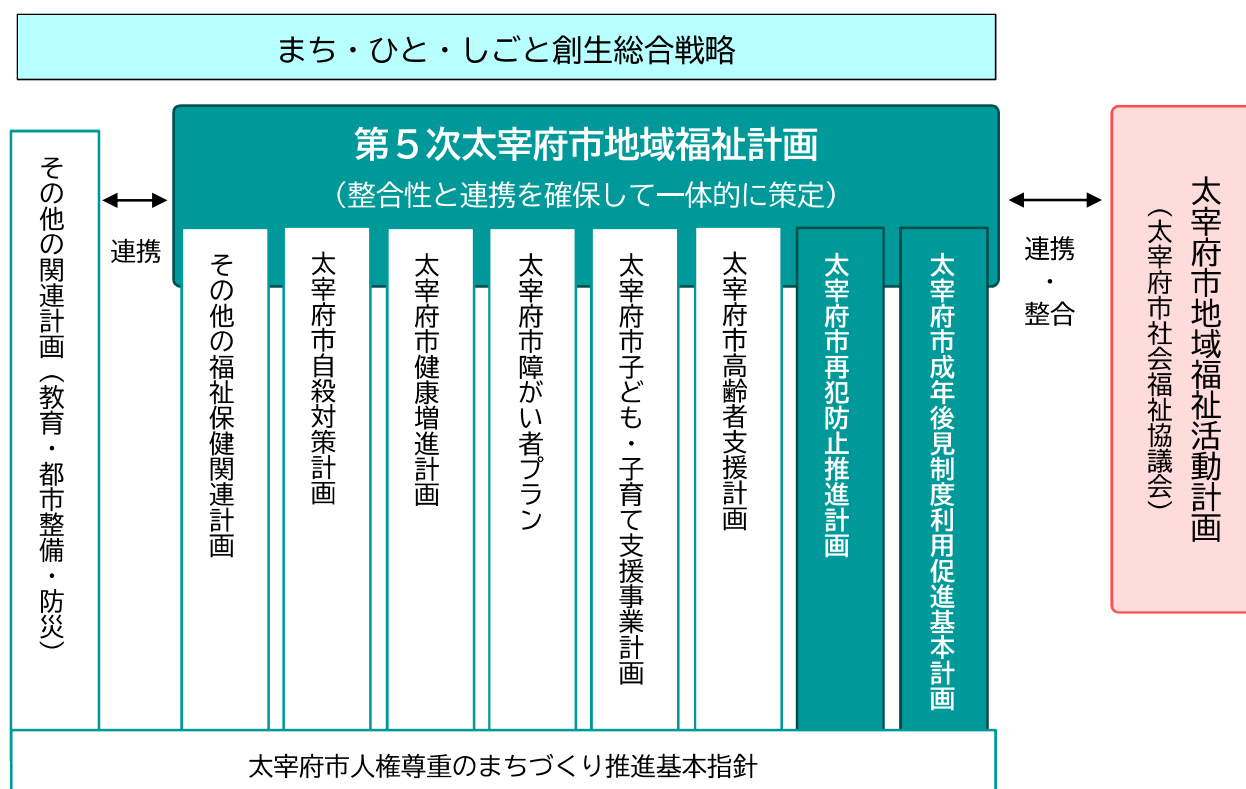
孤独・孤立対策分野

社会的孤立やひきこもり、これらに伴う深刻な福祉課題に対応するため、令和6年4月に「孤独・孤立対策推進法」が施行されました。同法に基づき、孤独・孤立を社会全体の課題と位置づけ、当事者やその家族に寄り添うための居場所の確保や、多様な主体が連携した官民連携プラットフォームの構築など、包括的な支援体制の整備が重点的に進められています。

第2節 計画の位置づけ

本市では、「太宰府市まち・ひと・しごと創生総合戦略」をまちづくり・ひとづくりの目標として掲げています。本計画は、高齢者、障がい者、児童、その他各福祉分野で策定する関連計画において共通して取り組むべき事項を定める上位計画として位置づけており、総合的な視点で地域福祉の推進を図るための計画となります。また、太宰府市社会福祉協議会が策定する太宰府市地域福祉活動計画との連携・整合を図ります。

なお、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項に規定する「成年後見制度利用促進基本計画」、再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に規定する「地方再犯防止推進計画」を内包しています。



第3節 計画の期間

本計画の期間は、令和9年度から令和14年度までの6年間とします。また、社会状況の変化や関連計画との整合性を図るため、必要に応じて見直しを行います。

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
地域福祉計画		 第5次						
成年後見制度利用促進計画		 第2次						
再犯防止推進計画		 第1次						

第4節 計画の策定体制と方法

○市民アンケート調査

市内在住の18歳以上の方を対象にアンケート調査を実施しました。

◆調査概要

調査期間	令和7年12月26日～令和8年1月16日
調査対象	市内在住の18歳以上の方1,500名（無作為抽出）
調査方法	郵送配布・郵送回収・Webによる本人回答方式
回収結果	有効回収数 795件、有効回収率 53.0%

○分野別課題調査

本市の地域福祉推進に関わる関係団体や事業所等を対象に紙面ヒアリングを実施しました。

◆調査概要

調査種別	福祉全般調査	再犯防止・更正支援分野調査
調査対象	本市の地域福祉に関わる自治会、民生委員、関係団体、事業所専門職	本市で活動する保護司
回収結果	有効回収数 224件	有効回収数 14件
調査方法	郵送・メールによる配布・回収、Webフォーム回答	
調査期間	令和8年2月18日～令和8年3月31日	

○パブリックコメント

※実施後、詳細を記載する。

○地域福祉推進会議

本市の健康福祉部長及び関係課長で構成する「地域福祉推進会議」において、計画策定に係る必要事項の検討・審議を行いました。

◆各回概要

会期	日程	審議内容
令和7年度 第2回	令和7年 11月25日	・地域福祉計画とは、第5次計画の策定方針について ・市民アンケート調査について ・分野別課題調査について
令和8年度 第1回	令和8年 5月12日	・第四次計画に係る令和7年度実施報告及び令和8年度の実組み 計画について

※今後の協議会の開催状況に応じて、随時更新する。

○地域福祉推進委員会

住民公募委員、地域の組織・団体、事業所等からの選出委員で構成する「地域福祉推進委員会」において、計画策定に係る必要事項の検討・審議を行いました。

◆各回概要

会期	日程	審議内容
令和7年度 第2回	令和7年 12月2日	・地域福祉計画とは、第5次計画の策定方針について ・市民アンケート調査について ・分野別課題調査について
令和8年度 第1回	令和8年 5月21日	・第四次計画に係る令和7年度実施報告及び令和8年度の実組み 計画について

※今後の協議会の開催状況に応じて、随時更新する。

第 2 章 地域福祉を取り巻く現状

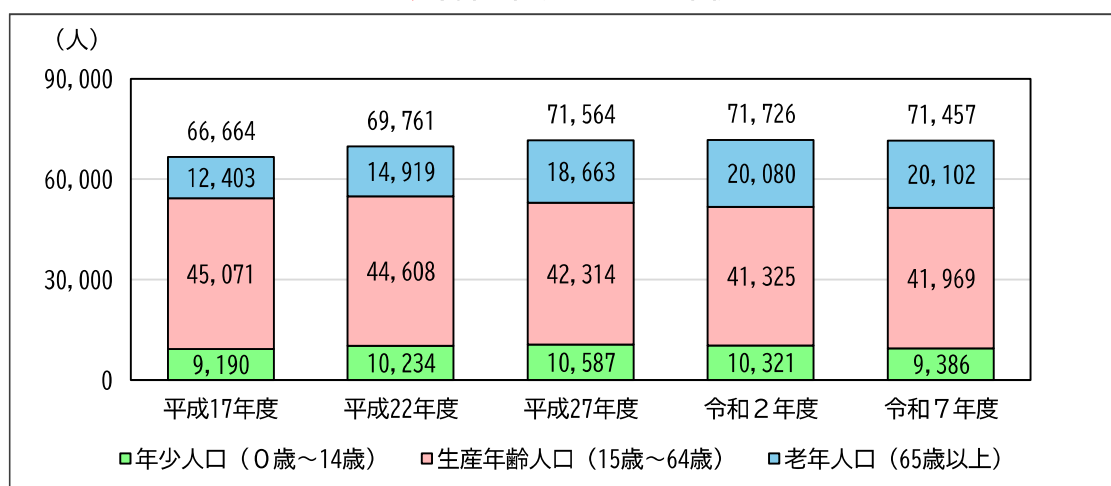
第 1 節 統計からみる現状

1. 人口の推移

総人口は、令和 2 年度まで増加傾向で推移し、令和 7 年度は令和 2 年度からほぼ横ばいとなっています。

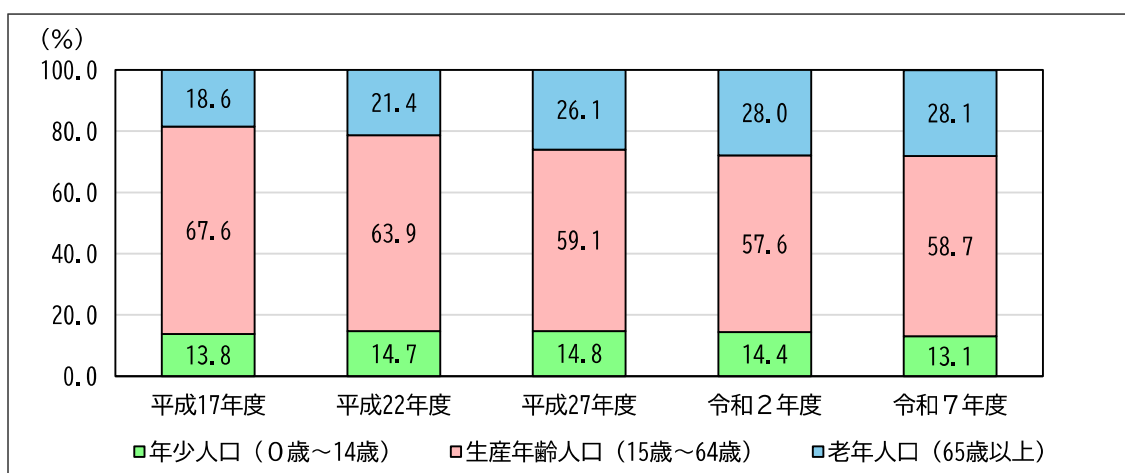
年齢 3 区分別にみると、老年人口が増加している中、生産年齢人口は減少傾向となっており、年少人口は平成 27 年度をピークに令和 2 年度以降は減少傾向に転じています。

◆年齢 3 区分別人口の推移



資料：太宰府市住民基本台帳（各年度 3 月末現在）

◆年齢 3 区分別人口構成比の推移



資料：太宰府市住民基本台帳（各年度 3 月末現在）

2. 世帯構成の推移

一般世帯数は一貫して増加しており、令和2年には30,000世帯を超えています。1世帯当たりの人員は減少が続き、令和2年には2.30人となっています。

内訳をみると、核家族世帯と単独世帯が増加しており、中でも高齢者ひとり暮らし世帯は平成12年から令和2年で約3倍に増加しています。

また、ひとり親世帯数は、平成27年まで増加が続いていましたが、令和2年は減少に転じました。

◆世帯構成の推移

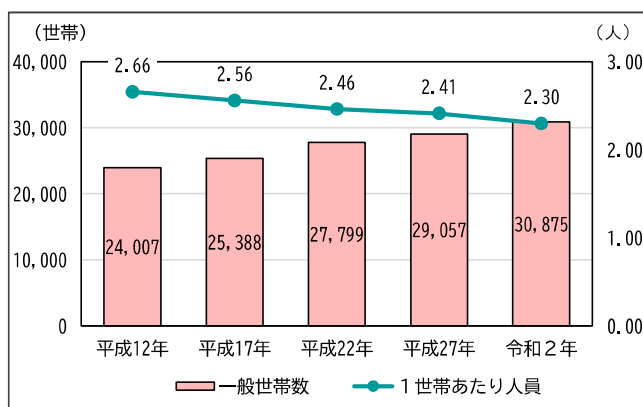
単位：世帯

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
一般世帯数	24,007	25,388	27,799	29,057	30,875
親族のみの世帯数	17,783	18,603	19,741	20,330	20,364
核家族世帯数	15,363	16,247	17,617	18,577	18,940
夫婦のみ	4,773	5,370	6,165	6,561	6,903
うち、高齢夫婦のみ	2,068	2,513	3,160	3,962	4,379
夫婦と子ども	8,675	8,746	9,024	9,346	9,133
男親と子ども	274	275	313	347	373
女親と子ども	1,641	1,856	2,115	2,323	2,531
その他の親族世帯数	2,420	2,356	2,124	1,753	1,424
非親族を含む世帯数	156	192	263	226	231
単独世帯数	6,068	6,593	7,785	8,493	10,251
うち、高齢者ひとり暮らし	1,175	1,555	2,163	2,775	3,490

資料：国勢調査（各年10月1日時点）

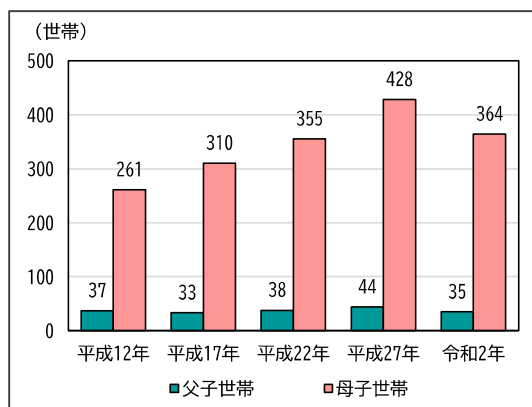
※平成22年、平成27年、令和2年の一般世帯総数は、世帯の家族類型「不詳」を含む

◆一般世帯数と1世帯当たりの人員の推移



資料：国勢調査（各年10月1日時点）

◆ひとり親世帯数の推移

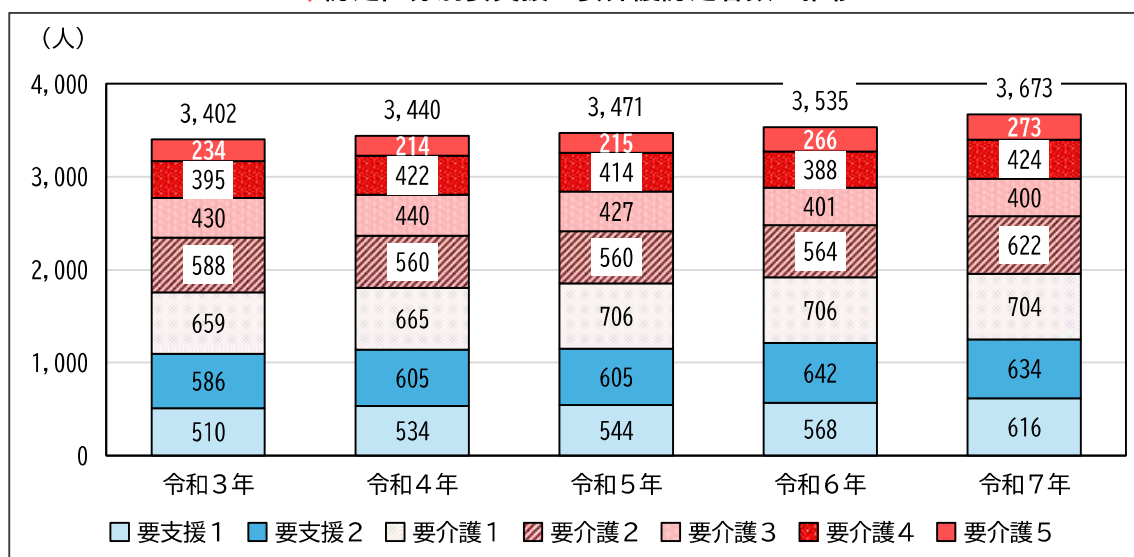


資料：国勢調査（各年10月1日時点）

3. 要支援・要介護認定者の状況

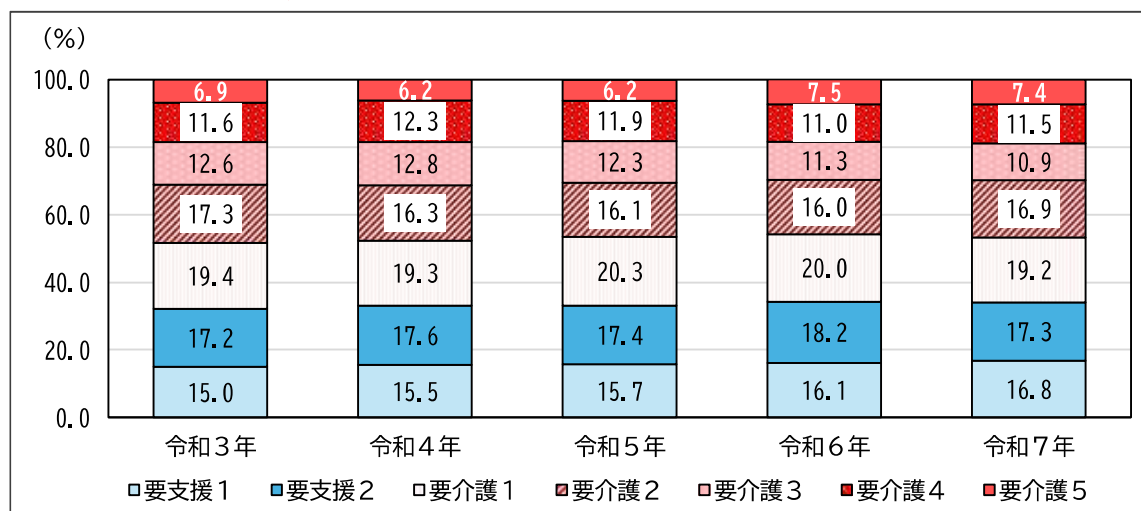
要支援・要介護認定者の総数は増加傾向で推移しており、令和7年で3,673人となっています。

◆認定区分別要支援・要介護認定者数の推移



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和7年のみ「介護保険事業状況報告」月報）

◆認定区分別要支援・要介護認定者構成比の推移



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和7年のみ「介護保険事業状況報告」月報）

4. 障害者手帳所持者の状況

障害者手帳所持者の総数は増加傾向で推移しています。内訳をみると、療育手帳および精神障害者保健福祉手帳は増加傾向となっており、特に精神障害者保健福祉手帳の増加が顕著です。

身体障害者手帳の内訳をみると、障がい程度別では4級と6級を除く全等級で減少傾向となっています。障がい種別では聴覚・平衡機能障がいの増加が顕著です。

療育手帳の内訳をみると、障がい程度別では、特にB〔中・軽度〕の増加が顕著です。

精神障害者保健福祉手帳の内訳をみると、年代別では特に20～64歳の増加が顕著です。また、障がい程度別では特に2級と3級の増加が顕著です。

自立支援医療（精神通院医療）受給者数は増加傾向で推移しており、令和7年には1,530人となっています。

◆身体障害者手帳所持者数の推移

単位：人

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
計		3,002	2,979	2,896	2,891	2,889
障がい程度別	1級	912	904	861	860	865
	2級	393	386	373	369	370
	3級	442	430	409	409	395
	4級	773	780	781	788	784
	5級	220	215	207	202	203
	6級	262	264	265	263	272
障がい種別	視覚障がい	181	181	180	177	181
	聴覚・平衡機能障がい	306	315	328	339	351
	音声・言語・そしゃく機能障がい	33	32	33	35	34
	肢体不自由	1,398	1,368	1,326	1,307	1,286
	内部障がい	1,084	1,083	1,029	1,033	1,037

資料：太宰府市（各年3月末日現在）

◆療育手帳所持者数の推移

単位：人

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
計		561	586	621	659	699
年代別	18歳未満	215	228	246	265	278
	18歳以上	346	358	375	394	421
障がい程度別	A（重度）	228	228	241	248	257
	B（中・軽度）	325	349	370	400	431

資料：太宰府市（各年3月末日現在）

◆精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

単位：人

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
計		1,024	1,139	1,250	1,367	1,502
年代別	20歳未満	55	67	77	93	104
	20～64歳	779	855	936	1,015	1,114
	65歳以上	190	217	237	259	284
障がい程度別	1級	60	64	66	66	68
	2級	590	642	673	731	796
	3級	374	433	511	570	638

資料：太宰府市（各年3月末日現在）

◆自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移

単位：人

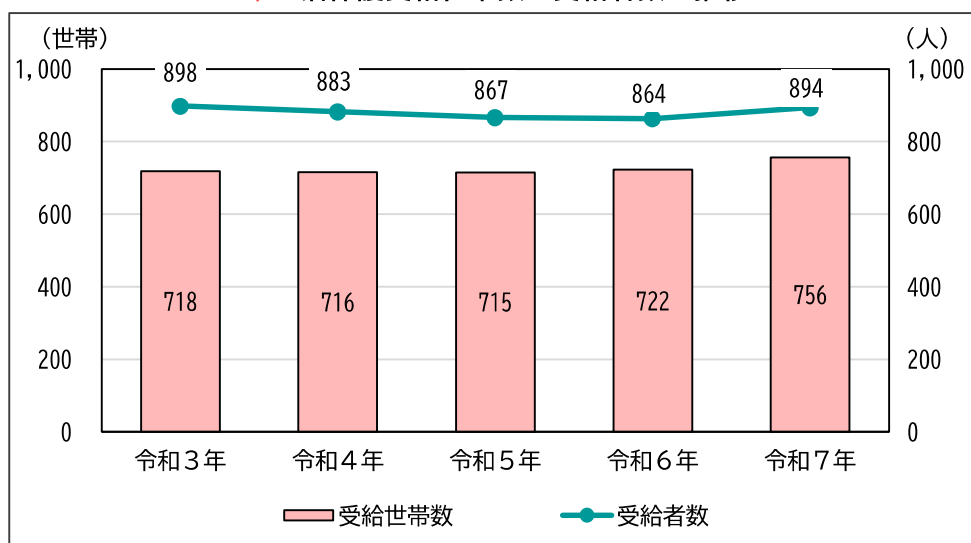
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
自立支援医療（精神通院医療） 受給者数	1,256	1,352	1,388	1,483	1,530

資料：太宰府市（各年3月末日現在）

5. 生活保護の状況

受給世帯数は令和5年以降、増加傾向に転じ、令和7年には756世帯となっています。受給者数は減少傾向で推移していましたが、令和7年度は増加に転じました。

◆生活保護受給世帯数・受給者数の推移



資料：太宰府市（各年3月31日時点）

6. 児童扶養手当受給者の状況

ひとり親家庭等に支給される児童扶養手当は、令和4年から令和6年にかけて減少で推移していましたが、令和7年に増加に転じました。

◆児童扶養手当受給者数の推移

単位：人

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
受給者数	552	601	517	504	537

資料：太宰府市（各年3月31日時点）

7. DV・虐待に関する状況

DV相談件数の推移をみると、令和4年度より相談窓口の拡充や相談員の配置を増やしたことにより、相談件数が増加しています。直近でも増加傾向が続いており、令和7年度では、536件となっています。

児童・高齢者・障がい者虐待相談者数の推移をみると、令和3年度から令和7年度で高齢者と障がい者が増加しています。

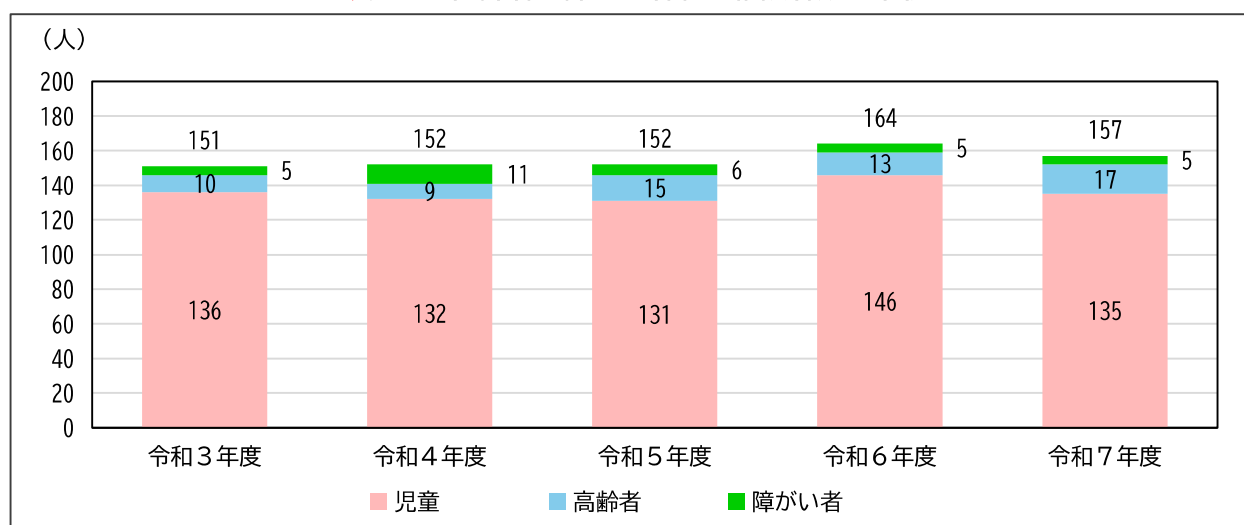
◆DV相談件数の推移

単位：人

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
DV相談件数	87	376	312	432	536

資料：太宰府市（各年3月31日時点）

◆児童・高齢者・障がい者虐待相談者数の推移



資料：太宰府市（各年度合計実人数）

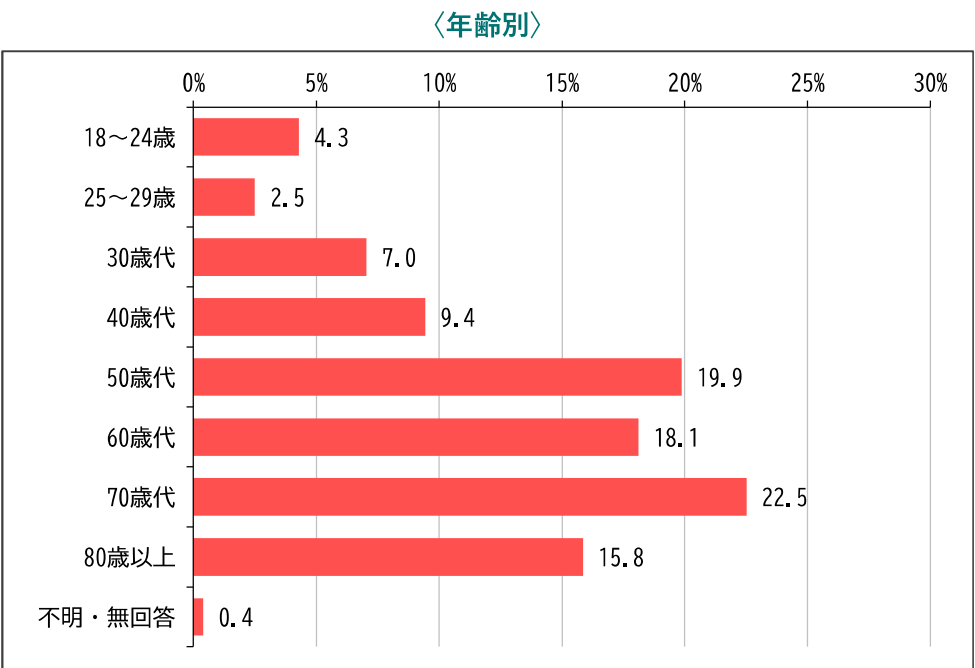
第2節 各種調査結果からみる現状

1. アンケート調査からみる現状

(1) 回答者の属性

◆属性別回答者割合

回答者の属性についてみると、年齢別では50代以上の回答が多くなっています。



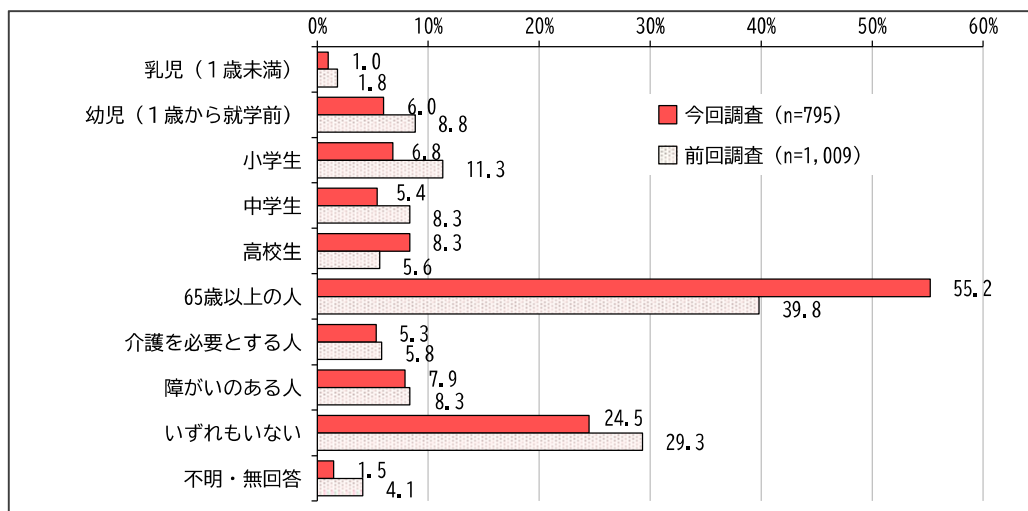
〈性別×年齢別クロス〉

単位：％		男性	女性	その他	不明・無回答
全体（n=795）		45.0	52.5	0.1	2.4
年齢別	18～39歳（n=110）	44.5	54.5	0.9	0.0
	40～64歳（n=297）	43.4	54.9	0.0	1.7
	65歳以上（n=385）	46.8	50.1	0.0	3.1

(2) 地域生活における現状や不安について

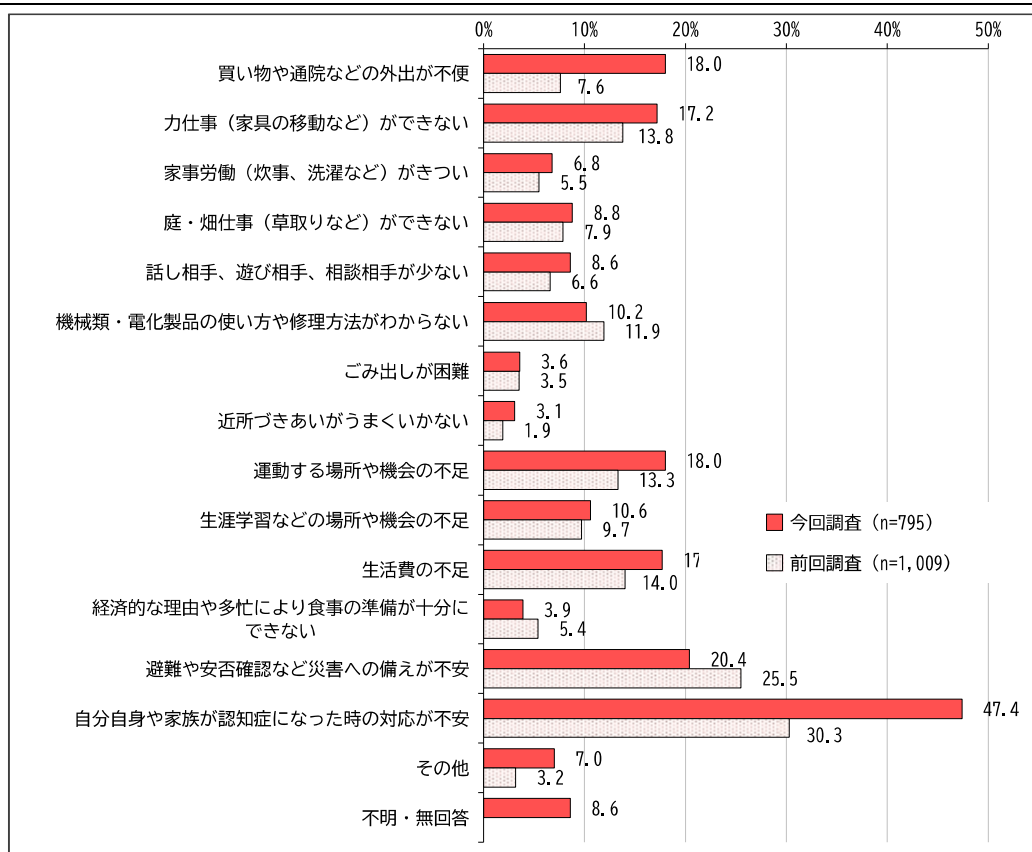
◆同居家族（自身も含む）の中で以下に当てはまる人がいるか【前回比較】

65 歳以上の高齢者がいる世帯が 55.2%で、前回調査と比較すると 15.4 ポイント増加しています。



◆日々の暮らしで困っていること【前回比較】

「自分自身や家族が認知症になった時の対応が不安」が最も高く、前回調査比 17.1 ポイント増の 47.4%となっています。また、「買い物や通院などの外出が不便」や「運動する場所や機会の不足」等の心身の活力維持に必要な事項が前回調査に比べていずれも大きく増加しています。



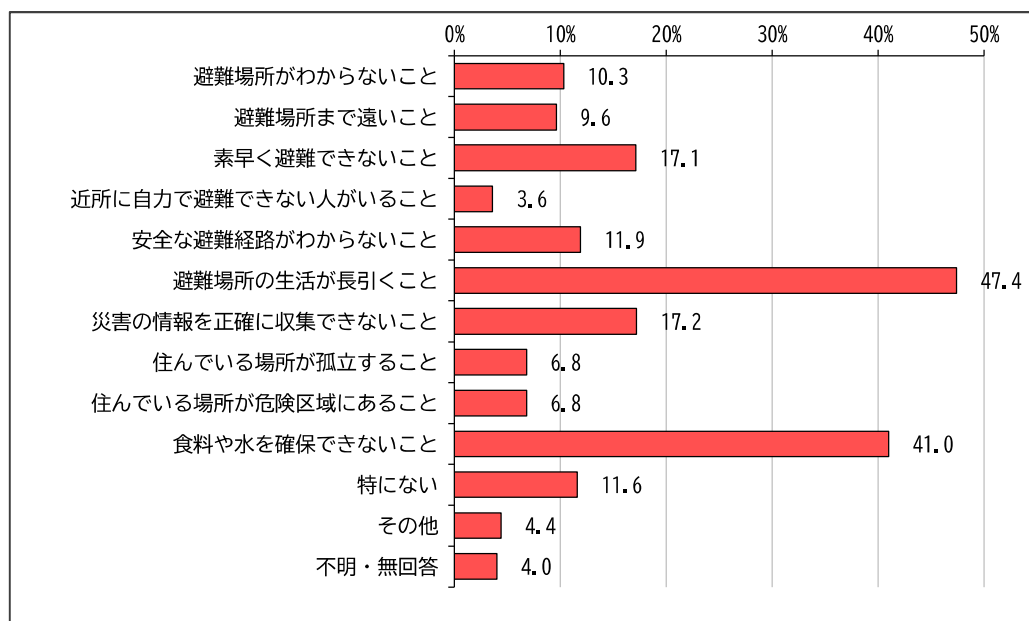
◆孤独感を感じることもあるか【年齢別クロス】

「よく感じている」と「たまに感じる」の合計の『感じる割合』をみると、全体では19.8%となっています。年齢別にみると、若い年代ほど『感じる割合』が多くなっており、18～39歳では28.2%となっています。

単位：%		よく感じている	たまに感じる	感じない	不明・無回答
全体（n=795）		2.9	16.9	75.0	5.3
年齢別	18～39歳（n=110）	5.5	22.7	71.8	0.0
	40～64歳（n=297）	3.0	19.5	74.7	2.7
	65歳以上（n=385）	2.1	13.2	76.1	8.6

◆大災害発生時に不安なこと

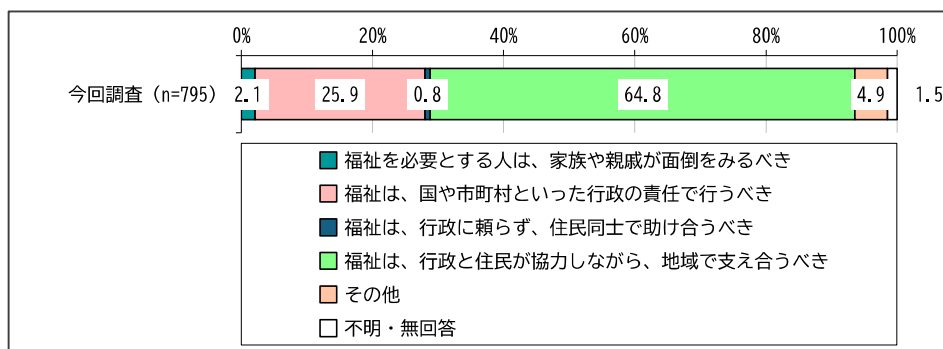
「避難場所での生活が長引くこと（47.4%）」や「食料や水の確保（41.0%）」など、避難した後の生活環境を心配する声が上位を占めています。また、「災害の情報を正確に収集できないこと（17.2%）」や「素早く避難できないこと（17.1%）」が次いで高くなっています。



(3) 地域福祉推進に向けた市民の意識・実感について

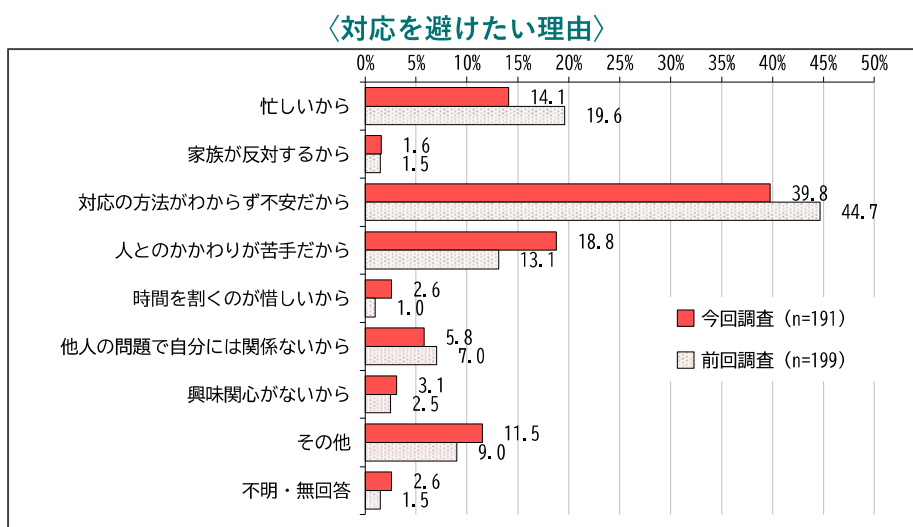
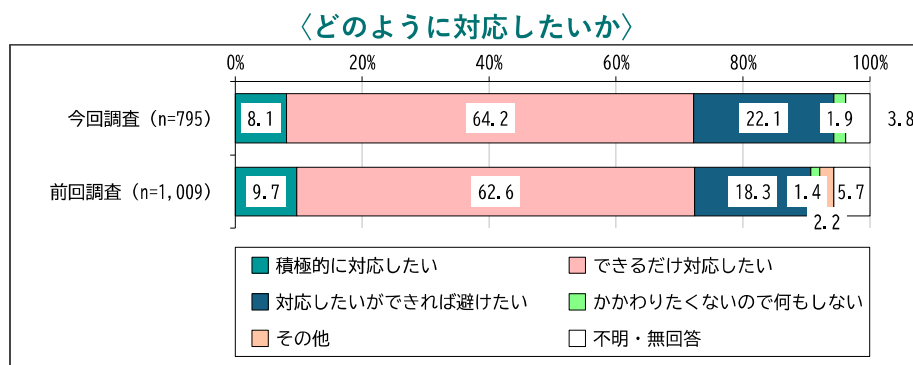
◆これからの地域福祉推進体制の在り方の考え方

「福祉は、行政と住民が協力しながら、地域で支え合うべき (64.8%)」が最も高く、次いで「福祉は、国や市町村といった行政の責任で行うべき (25.9%)」となっています。



◆困りごとを抱える人から助けを求められた時の対応について【前回比較】

どのように対応したいかについてみると、前回調査に比べ「対応したいができれば避けたい」が増加しています。対応を避けたい理由についてみると、「対応の方法がわからず不安だから」が前回調査同様に最も高くなっています。



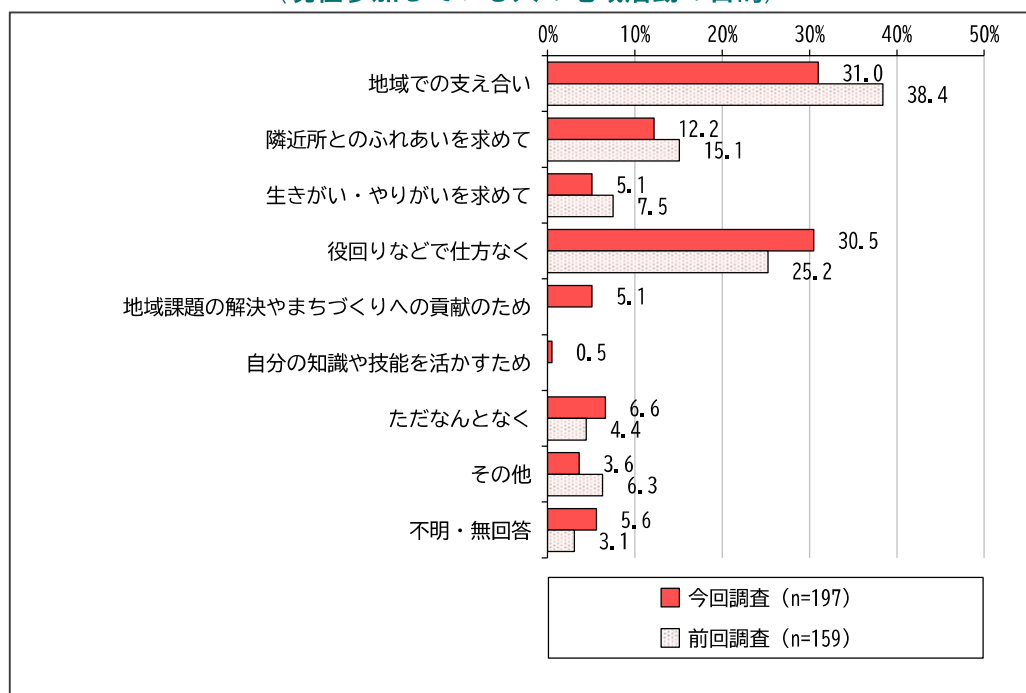
◆地域活動の参加について【年齢別クロス】

地域活動の参加状況を年齢別にみると、18～39 歳では「活動したことがない」が 62.7%と突出して高く、40～64 歳では「過去に活動があるが、現在は活動していない」が 38.4%と最も高くなっています。また、現在参加している人の地域活動の目的では、前回調査と比較すると、「役回りなどで仕方なく」が増加しています。

〈現在参加している地域活動〉

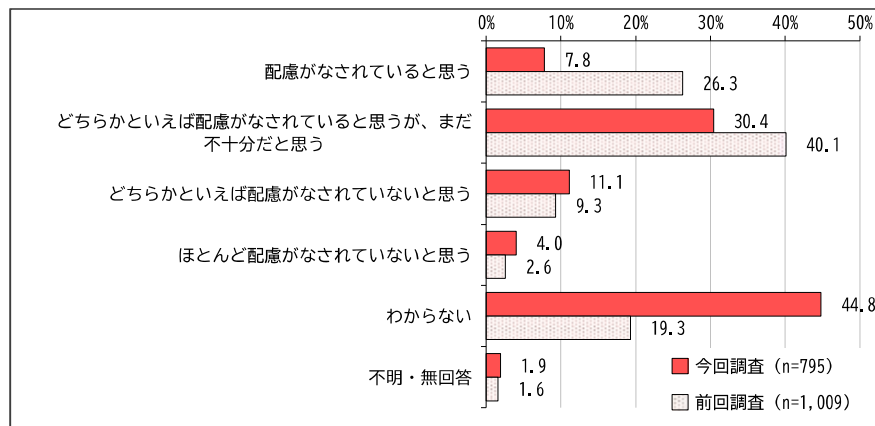
単位：％		自治会の活動	子ども会・PTA	長寿クラブの活動	消防団の活動	その他	活動したことがない	過去に活動したが、現在は活動していない	不明・無回答
全体（n=795）		17.1	3.0	2.0	0.3	2.4	37.4	32.2	5.7
年齢別	18～39歳（n=110）	12.7	3.6	0.0	1.8	0.0	62.7	19.1	0.0
	40～64歳（n=297）	17.8	6.4	0.0	0.0	2.0	33.7	38.4	1.7
	65歳以上（n=385）	17.9	0.3	4.2	0.0	3.4	33.2	30.6	10.4

〈現在参加している人の地域活動の目的〉



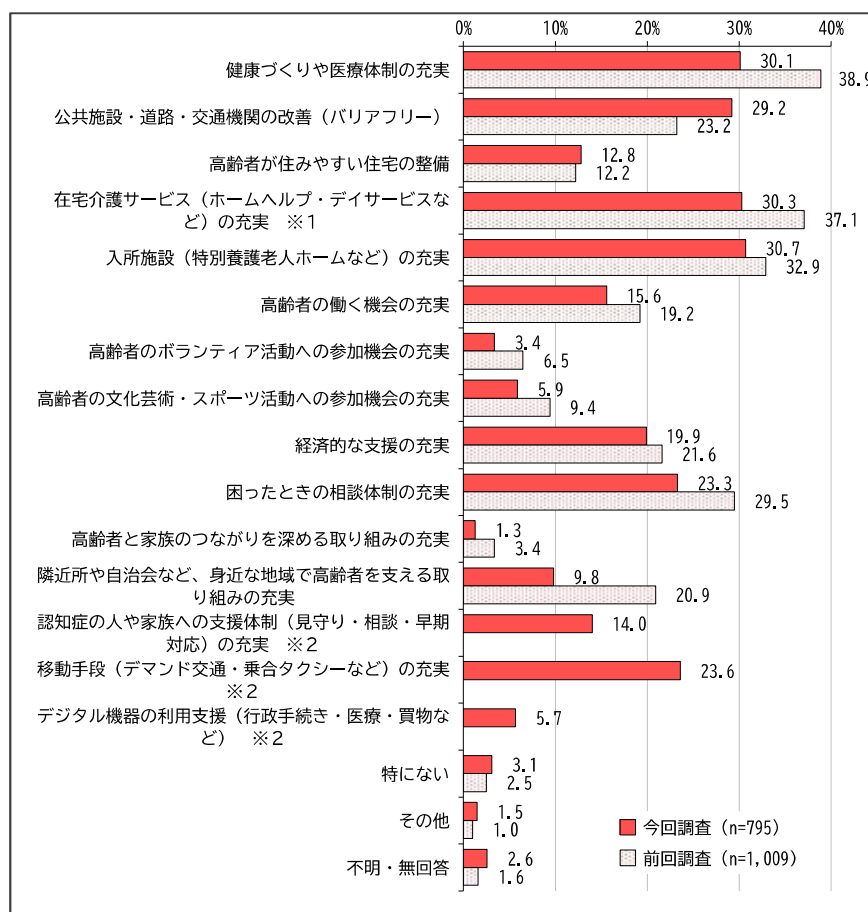
◆太宰府市のまちづくりは、障がいのある人への配慮がなされていると思うか【前回比較】

前回調査に比べ、「配慮がなされている」が大幅に減少し、「どちらかといえば配慮がなされていないと思う」と「ほとんど配慮がなされていないと思う」は微増となっています。



◆高齢者が住みよいまちをつくるために、今後重要なこと【前回比較】

「入所施設（特別養護老人ホームなど）の充実」が最も高く30.7%で、「在宅介護サービスの充実（30.3%）」や「健康づくりや医療体制の充実（30.1%）」が次いでいます。また、前回から増加した「公共施設・道路・交通機関の改善（バリアフリー）（29.2%）」と「移動手段の充実（23.6%）」が高くなっています。



※1 前回調査では「在宅福祉サービス（ホームヘルプ・デイサービスなど）の充実」。

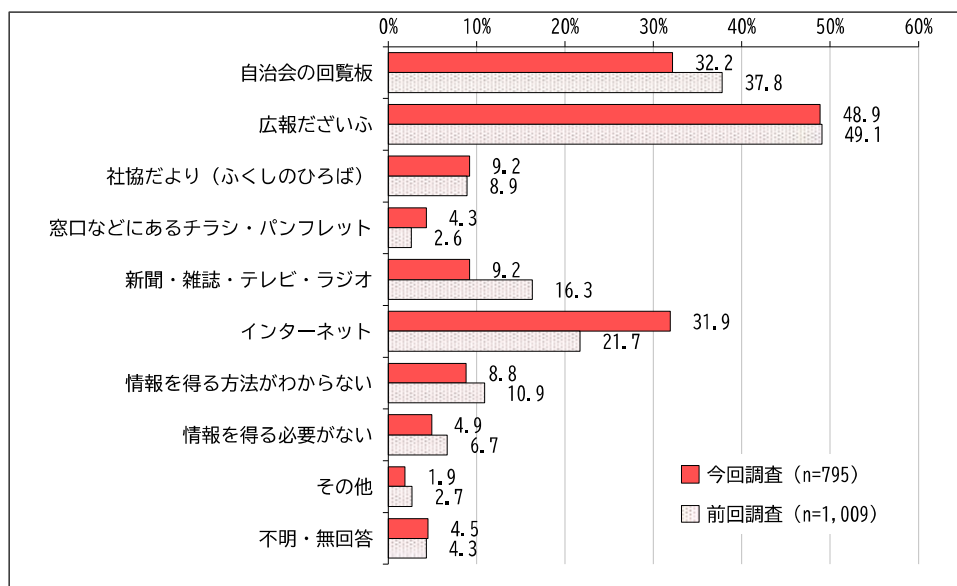
※2 今回調査のみの選択肢。

（４）情報の発信と相談について

◆「福祉サービス」に関する情報をどこから得ているか

全体では、「広報だざいふ」が最も高く 48.9%で、「自治会の回覧板（32.2%）」や「インターネット（31.9%）」が次いでいます。また、前回調査に比べ「インターネット」が増加しており、年齢別では18～39歳と40～64歳で「インターネット」が最も高くなっています。

〈前回比較〉

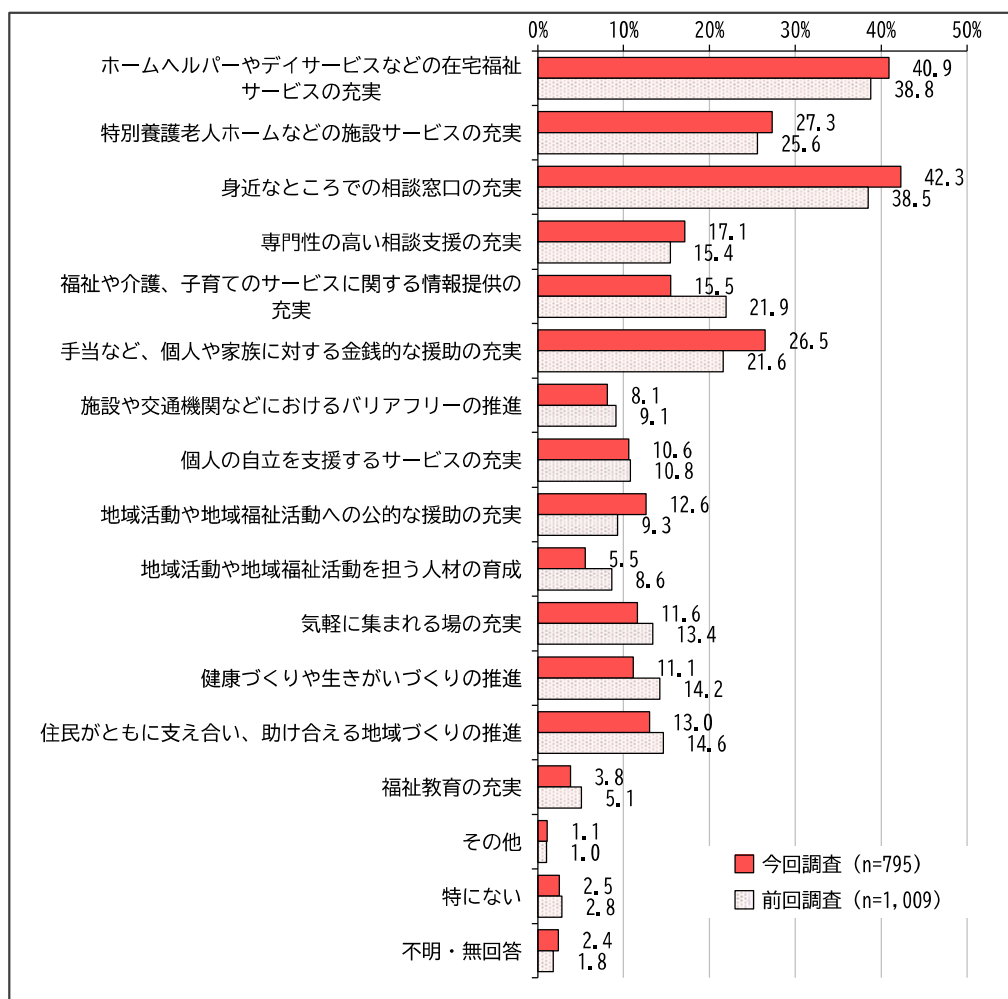


〈年齢別クロス〉

単位：%		自治会の回覧板	広報だざいふ	社協だより（ふくしのひろば）	窓口などにあるチラシ・パンフレット	新聞・雑誌・テレビ・ラジオ	インターネット	情報を得る方法がわからない	情報を得る必要がない	その他	不明・無回答
全体（n=795）		32.2	48.9	9.2	4.3	9.2	31.9	8.8	4.9	1.9	4.5
年齢別	18～39歳（n=110）	17.3	24.5	1.8	3.6	6.4	58.2	14.5	9.1	0.9	0.9
	40～64歳（n=297）	22.2	44.1	8.4	5.4	8.4	45.8	8.1	6.4	2.7	2.7
	65歳以上（n=385）	43.9	59.5	11.9	3.6	10.6	13.8	7.8	2.6	1.6	7.0

◆**住み慣れた地域で、安心して暮らすために大切な福祉のあり方【前回比較】**

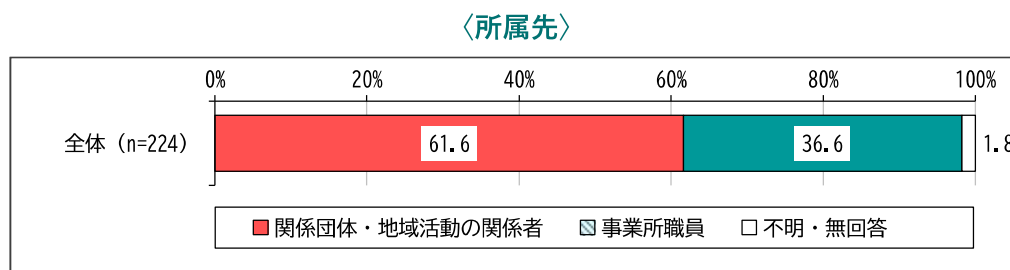
「身近なところでの相談窓口の充実」が最も高く 42.3%で、「ホームヘルパーやデイサービスなどの在宅福祉サービスの充実（40.9%）」が次いでいます。また、前回調査に比べ「手当など、個人や家族に対する金銭的な援助の充実（26.5%）」が増加しています。



2. 関係団体・事業所調査からみる現状

(1) 回答者の属性

◆所属/役割・職種



〈職種等〉

所属	カテゴリー	職種等
関係団体・地域活動の関係者	地域福祉の担い手	民生委員・児童委員（主任児童委員含む）、福祉委員
	自治会・地縁組織	自治会長、各地区自治会役員、ひまわり会等の代表
	専門職・教育関係	スクールカウンセラー(SC)、スクールソーシャルワーカー(SSW)、作業療法士、介護支援専門員
	ボランティア・民間	社会福祉協議会、こども食堂、NPO 法人、ボランティア団体
事業所職員	医療・リハビリ職	看護師、理学療法士(PT)、作業療法士(OT)、保健師
	介護・福祉現場職	介護福祉士、介護職、サービス提供責任者、保育士、園長
	相談援助・マネジメント	介護支援専門員(ケアマネジャー)、生活相談員、支援員
	施設運営・管理者	施設長、管理者

◆活動における担当分野

単位：%	自治会活動	総合相談・つなぎ（福祉全般）	見守り・アウトリーチ	居場所づくり・交流（サロンの地域拠点等）	ボランティア・住民活動支援・担い手育成	食生活困窮・自立支援（家計、生活困窮含む）	住まい・居住支援（住居確保、転居支援等）	就労支援（就労準備、職場定着含む）	子ども・子育て支援（妊娠・子育て全般）	子ども食堂等（子どもの居場所・学習支援）	家庭支援・虐待予防等（要保護児童、ひとり親等含む）	高齢者の生活支援・介護予防	認知症支援、医療・介護連携（在宅医療等）	権利擁護（虐待防止、人権、消費者被害対策等）	災害時の支援・防災（要配慮者支援、避難支援、災害ボランティア等）	成年後見・意思決定支援（日常生活自立支援含む）	その他	不明・無回答
全体 (n=224)	39.7	23.2	30.4	37.1	16.5	10.3	2.7	1.3	12.9	7.1	4.5	39.7	25.9	6.3	15.6	5.8	3.1	10.3
関係団体・地域活動の関係者 (n=138)	62.3	28.3	42.0	53.6	23.9	8.7	2.9	1.4	15.2	9.4	5.1	26.1	13.8	3.6	22.5	4.3	2.2	14.5
事業所職員 (n=82)	2.4	14.6	11.0	9.8	4.9	13.4	2.4	1.2	9.8	3.7	3.7	64.6	47.6	11.0	4.9	8.5	4.9	2.4

(2) 本市全体の地域福祉の推進体制について

◆現場における活動上の困り事

全体では、「支援を必要とする人の情報が得にくい」が最も高く 38.4%で、「新しいメンバーが入らない (34.8%)」や「困りごとの把握が難しい (28.6%)」が次いでいます。

所属別にみると、関係団体・地域活動の関係者は「支援を必要とする人の情報が得にくい(44.9%)」や「新しいメンバーが入らない (41.3%)」が全体に比べて特に高くなっている一方、事業所職員では「他の機関・団体と交流する機会が乏しい (26.8%)」が高くなっており、地域における情報把握や担い手確保の体制整備とともに、専門職間における連携・交流機会の確保の必要性が示されています。

	活動が固定化し、広がりに欠けている	他の機関・団体と交流する機会が乏しい	新しいメンバーが入らない	活動の場所(拠点)の確保が難しい	リーダー(後継者)が育たない	活動資金が足りない	市民に情報発信する場や機会が乏しい	需要・要望に合った活動ができていない	困りごとの把握が難しい	支援を必要とする人の情報が得にくい	その他	特に困ったことはない	不明・無回答
合計 (n=224)	22.3	22.8	34.8	3.1	23.7	6.7	9.4	10.3	28.6	38.4	5.8	10.7	3.1
関係団体・地域活動の関係者 (n=138)	28.3	20.3	41.3	1.4	28.3	5.1	7.2	8.7	34.8	44.9	5.8	8.0	0.7
事業所職員 (n=82)	12.2	26.8	23.2	6.1	15.9	9.8	13.4	13.4	19.5	29.3	6.1	14.6	6.1

◆市全体の福祉推進の基盤整備にあたり、特に重要と考えること

全体では、「担い手・人材の確保と育成」が最も高く 48.2%で、「居場所・地域の受け皿づくり (33.5%)」や「多機関連携の強化 (33.0%)」が次いでいます。

所属別にみると、関係団体・地域活動の関係者は「担い手・人材の確保と育成 (50.7%)」や「居場所・地域の受け皿づくり (34.8%)」が全体に比べて高くなっている一方、事業所職員では「多機関連携の強化 (46.3%)」が「担い手・人材の確保と育成」と並んで最も高くなっており、地域における人材育成や受け皿づくりとともに、多機関による連携体制強化の必要性が示されています。

	総合相談窓口の設置	訪問支援・見守りの強化	多機関連携の強化	ケース支援の調整機能の強化	権利擁護・意思決定支援の充実	生活基盤支援の充実	居場所・地域の受け皿づくり	担い手・人材の確保と育成	情報発信・周知の強化	災害時の福祉支援体制の整備	データ・実態把握の仕組み整備	その他	特にない	不明・無回答
合計 (n=224)	27.2	30.4	33.0	11.6	2.2	13.4	33.5	48.2	17.9	22.3	8.5	3.6	0.9	2.2
関係団体・地域活動の関係者 (n=138)	27.5	29.7	25.4	7.2	1.4	10.1	34.8	50.7	19.6	25.4	10.9	3.6	1.4	1.4
事業所職員 (n=82)	28.0	30.5	46.3	19.5	3.7	18.3	31.7	46.3	15.9	15.9	4.9	3.7	-	2.4

第3節 第四次計画の振り返り

第四次計画の基本目標に沿って、成果を整理しました。

◆基本目標1 みんなで寄り添う（知る機会の充実、相談体制の強化）

内容 ※主たるものを抜粋

- ・全課から広報委員を選出し、高齢者や障がいのある人に読みやすい広報に努め、「声の広報だざいふ」の音声データを市ホームページで公開した
- ・「だざいふ子育て支援アプリ」を活用し、情報発信とともに、母子手帳交付時の面談や各種教室への参加をアプリ上で予約できるように改善した
- ・子どもから高齢者まで幅広い世代に対して、認知症サポーター養成講座、スマートフォン教室などの講演会や学習会に参加する機会を提供した
- ・全職員を対象とした研修を実施するとともに、地域の相談支援に携わる人（民生委員や介護支援専門員など）に対し、交流の場を設けて連携を強化した

◆基本目標2 支援を届ける（福祉・生活環境の充実、いのちや権利を守る支援）

内容 ※主たるものを抜粋

- ・介護人材確保定着事業補助金や筑紫地区介護人材就職フェアを実施し、市内の介護事業所における人材確保を支援した
- ・生活支援コーディネーターが中心となり、地域住民や関係機関から高齢者の福祉ニーズと地域資源を収集し、マッチングを実施した
- ・小中学校へのエレベーター設置や、多目的トイレの設置など、計画的にバリアフリーの体制整備を実施した
- ・虐待・DVに関する相談窓口の周知や、高齢者・障がい者等の緊急一時保護先の確保など、支援体制の充実に向けて取り組んだ
- ・防災講座（出前講座）を多数実施したほか、地震災害対応訓練や福祉避難所での開設訓練を実施し、防災意識の向上に努めた

◆基本目標3 日ごろからつながる（地域のつながりの充実、社会参加のきっかけづくり）

内容 ※主たるものを抜粋

- ・太宰府市認知症高齢者等事前登録制度の登録者数を拡大するとともに、新たな事業所と見守りに関する協定を締結し、見守り体制の構築に努めた
- ・「キャンパス・スマイル」事業など、市内大学・高校と連携を強化し、や学生ボランティアの継続的な支援、地域のつながりを強化する啓発を進めた
- ・いきいき情報センターの全世代交流フリースペースで学生企画のイベントを実施するなど、地域住民が交流できる多様な居場所づくりを推進した
- ・ひきこもりの方やその家族に対する支援として、相談窓口の開設やフリースペースの開放など、相談や活動しやすい居場所づくりの充実を図った

第4節 太宰府市の課題のとりまとめ

統計データや各種調査結果、第四次計画の取り組み状況等を踏まえ、本市の地域福祉推進における課題をとりまとめました。

1. 知る機会の充実

① 対象者に応じた多角的な情報の発信

市民が福祉サービス情報を得る手段として広報紙や回覧板が依然として高い割合を占める一方、若い世代は「インターネット」を活用している割合が多く、若年・現役世代の利用増に対応したSNS等のさらなる活用が求められています。また、情報取得方法がわからないと感じる層や障がいのある方等へ配慮した音訳・平易な表現の導入を進めるとともに、成年後見制度や各種手続など難解な情報については、動画や音声等を活用した直感的に伝わるユニバーサルデザイン広報を推進していく必要があります。

② 誰もが学べる機会の提供

困りごとを抱える人から助けを求められた際、対応方法が分からず不安と感じる市民が多いことから、具体的な声かけや支援方法を学べる実践的な機会を提供していくことが重要です。また、認知症予防、フレイル予防、人権・障害理解などの多様な講座において、土日・夜間開催や託児設定を行うなど、誰もが参加しやすい環境の整備が求められています。

2. 相談支援体制の強化

① 気軽に頼れる相談体制の整備

市民ニーズが高い身近な相談窓口の充実を図るとともに、自ら窓口に来られない人や情報の入手が困難な層に向けた訪問・出張相談を強化していく必要があります。また、基幹相談支援センターや地域包括支援センター等において専門職の配置を維持・強化し、個々のケースに対応できるスキル向上研修を継続することが課題となっています。

② 包括的な相談・連携の推進

8050問題やゴミ屋敷などの制度のはざまにある複合課題に対応するため、分野を超えたワンストップ相談窓口の検討と、庁内および多機関による連携の質的向上が求められています。さらに、要支援世帯等の専門支援が切れ目なく行われるよう、乳幼児期から学校等へ支援履歴を縦断的に共有・引き継ぐ仕組みの構築を行うなど、部署や分野を超えて包括的な支援を行う体制整備が求められます。

3. 福祉・生活環境の充実

① 必要な人に届く福祉サービスの提供

要介護認定者や精神障害者手帳所持者の増加に対応したサービス量を確保しつつ、訪問介護事業所の閉鎖等に対処するための介護人材確保や AI 等を駆使した業務効率化が急務となっています。また、ファミリー・サポート・センター等の需要超過や介護者・ヤングケアラーの疲弊を防ぐため、家事支援やレスパイトケア等の拡充が求められています。

② 安心して暮らせる生活環境の整備

バス減便や店舗閉鎖に伴う外出の不便を解消するため、AI オンデマンド交通「のるーと」の活用や移動販売等の地域生活インフラの整備が必要です。あわせて、身寄りのない単身高齢者等の賃貸契約（保証人）支援や DV 避難支援、公共施設・小中学校等の計画的バリアフリー化の推進が求められます。

4. いのちや権利を守る支援

① 権利と安心を守る支援の推進

DV や高齢者・障がい者虐待に対し、通報の躊躇を防ぐ啓発と関係機関連携による迅速な緊急保護体制を確保することが重要です。また、中核機関を中心に地域連携ネットワークを強化し、成年後見制度の手續支援や市民後見人の活用、権利擁護相談を推進する必要があります。

② いのちを守る福祉防災の推進

避難所生活の長期化や正確な情報収集に関する避難時の不安に応えるため、平時からの情報発信や訓練を充実させる必要があります。避難行動要支援者名簿の更新と実効性ある「個別避難計画」の作成を地域の多様な主体と連携して進めるとともに、避難所における医療・福祉情報の共有体制の整備が課題です。

5. 地域のつながりと協働の促進

① 地域のつながり・見守りの促進

単独世帯の急増に対し、個人情報共有のルール化と見守り協定等を活用した身近な見守り網の構築が必要です。また、若年層を中心に日常的な孤独感を感じている市民が存在することから、地域での緩やかな声かけや孤独・孤立対策のアプローチを推進していく必要があります。さらに、生活支援体制整備事業における生活支援コーディネーターを通じた地域ニーズの把握と、移動支援や買い物支援などの社会資源とのマッチングのさらなる推進が求められます。

② 地域を支える活動の活性化

担い手の固定化や高齢化、役職兼任による負担感を解消するため、自治会や子ども会、長寿クラブ等の加入促進と活動内容の簡素化が求められています。謝礼・時給等を設ける有償ボランティアや作業分担制への転換、イベント性をいかした楽しく人が集まる仕組みづくりなど、持続可能な地域活動の推進が必要です。

6. 社会参加のきっかけ・場づくり

① 多様な居場所や機会の提供

全世代交流スペースの活用を促進するなど、多様な人が気軽に集える身近な受け皿・サロンを拡充することが求められています。また、不登校や困窮等の生きづらさを抱える子ども・若者に対し、多様な主体と連携した居場所や学習・成長の機会の充実が必要です。

② 社会とつながる機会づくりの推進

ひきこもり当事者やその家族に寄り添う伴走型の相談支援や安心して過ごせる拠点を定着させ、社会参加に向けた段階的な支援を行うことが課題となっています。あわせて、生活困窮者や社会とのつながりが希薄な人に対する自立・就労支援の推進とともに、SNS やアプリ等のデジタルツールを活用した、対面によらない新たな「つながる仕組み」の検討・構築が必要です。

第 ③ 章 計画の基本的な考え方

第 1 節 基本理念

本市では、第四次計画において、多様な主体が協力して包括的な支援体制を築き、地域課題を解決していくという考えのもと、「みんなで支え合い、居場所と出番のある福祉のまちづくり～支え合う一人ひとりが主人公～」を基本理念に掲げ、地域福祉の推進を図ってきました。

また、令和7年に策定された、本市のまちづくり・ひとづくりの目標である「第3期太宰府市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下、「第3期太宰府市総合戦略」という。）では、市政積年の課題の1つとして「新しい公共をテーマとした仕組みづくり」を挙げ、その対応に向けた基本方針において、多様な主体が参画し、対話と協働を進めることで、連携しながら社会課題の解決を図る仕組みを創ることとしています。

本計画では、第四次計画の基本理念を引き継ぎながら、第3期太宰府市総合戦略で示された方針を十分に踏まえ、以下の基本理念を掲げます。

みんなでつながり・支え合い、居場所と出番をつくる 福祉のまちづくり

～ともに対話し、ともに創る、誰もが主人公の新しい公共～

この基本理念は、第四次計画が目指した誰もが居場所と出番を持てる温かいまちの精神を継承しつつ、第3期総合戦略が掲げる「対話と協働による仕組みづくり」を具現化するものです。

福祉を「支える側」と「支えられる側」に分けるのではなく、行政や住民、自治会、ボランティア団体、事業者など、あらゆる主体が対等なパートナーとしてつながり、ともに対話し、ともに新しい地域社会を創り上げていくことで、誰もが主役（主人公）として安心して暮らせる太宰府市の実現を目指します。

第2節 基本目標

基本理念の実現に向けた本計画の基本目標として、以下の3つを設定します。基本目標は、地域共生社会を実現するために地域福祉計画で共通して取り組むべき事項と目指す概念をわかりやすく表したものであり、3つの目標は相互に関連して地域住民を支える基本的な考え方となります。

取り組みにおいては、各福祉分野の横断的なつながりを強化し、包括的な支援体制の構築を進めることで、少子高齢化や単身世帯の増加といった社会情勢の変化に柔軟に対応し、子どもから高齢者まで、すべての世代が安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。

基本目標1 みんなで寄り添う

社会的孤立やひきこもりなど、周囲に相談しづらい生活課題に直面したときでも、誰一人取り残さない地域を目指します。そのために、地域住民や関係機関が日ごろから「対話」を通じて福祉や人権、孤独・孤立対策への理解を深め、一人ひとりの困りごとに寄り添いながら、包括的な「相談支援」体制の充実を図ります。

基本目標2 支援を届ける

支援が必要な人に適切な支援を漏れなく届け、誰もがいきいきと安心して暮らし続けられる地域社会を目指します。そのために、地域の多様な主体が「協働」して必要な資源を「共に創り」、福祉サービスや移動・生活環境を充実させていくとともに、福祉防災や権利擁護、更生支援などの多角的な視点から、一人ひとりのいのちや権利を守るための環境づくりを推進します。

基本目標3 日ごろからつながる

「支える側」と「支えられる側」という固定的な関係を超えて、誰もが地域社会の「主人公」として豊かな居場所と出番を持てる、温かいまちを目指します。そのために、身近な地域での日常的な交流や見守りのネットワークを広げる「参加支援」を行うとともに、地域活動への主体的・自主的な参画を促す「地域づくりに向けた支援」を推進します。

本計画では、地域福祉を推進する主体を以下のように表しています。

- **地域**…住民、地域の組織や事業所、団体（自治会、校区自治協議会、ボランティア団体、NPO法人など）
- **社協**…社会福祉協議会
- **行政**…市役所などの行政機関

第3節 取り組みの体系

